

旧氏等(記載/変更/削除)請求書

加古川市長様

 旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票等への記載を求めます。 住民票等に記載されている旧氏及び旧氏の振り仮名の変更を求めます。 住民票等に記載されている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めます。

令和 年 月 日

※太わくの中だけ記入してください

<input type="checkbox"/> 記載を求める 旧氏・旧氏の 振り仮名	振り仮名	生年月日	
	旧氏	年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更を求める 旧氏・旧氏の 振り仮名	振り仮名	性 別	男・女
	旧氏		
<input type="checkbox"/> 削除を求める 旧氏・旧氏の 振り仮名	振り仮名	連絡先	携帯電話・自宅・会社
	旧氏	—	—
氏名	(署名又は記名押印)		
住所	加古川市		
住民票コード		宛名番号	

代理人又は使者による申出の場合は下記に委任者が記入してください。

委任状

代 理 人	住 所		
	氏 名	生年月日	年 月 日

私は上記の者を代理人として、旧氏申出に関する権限を委任します。

令和 年 月 日

加古川市長様

(委任者) 住所 加古川市

氏名 _____ (署名又は記名押印)

事務処理欄	
添付書類 チェック	<input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本(記載を希望する旧氏が記載されている戸籍から現在の戸籍に至る全ての戸籍謄本等) ※改製不適合戸籍以外は府内公用請求にて確認 ※削除の場合は不要 <input type="checkbox"/> 記載または変更する旧氏の振り仮名が記載された預金通帳、旧姓欄の記載があるパスポート、 診察券等(窓口でコピーをとる) <input type="checkbox"/> 海外からの転入の方は、国外転出時に使用していた旧氏が記載された住民票又は住民票の除票
CS チェック	記載: <input type="checkbox"/> 初記載 <input type="checkbox"/> 再記載…旧氏が最後に削除された日() 変更: 現在住民票に記載されている旧氏が記載された日()
本人確認	免・個・パ・保・他() コピー不要

旧氏等の請求における確認事項

※請求者は、以下の項目を確認・了承いただき、□にチェックをして、請求書を提出してください。

【請求時必要書類】

<input type="checkbox"/>	本人確認書類 公的機関発行の写真付き本人確認書類は1点、写真無し本人確認書類は2点必要です。
<input type="checkbox"/>	旧氏の振り仮名が記載された書類（旧氏の削除の場合は不要） 旧氏を記載または変更する場合は、旧氏の振り仮名が分かる疎明資料（預金通帳の写し、旧姓欄の記載があるパスポート、診察券等）の提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	委任状 本人又は同一世帯人以外が請求する場合、上記に加え、本人による委任状欄の記入が必要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本、除籍抄本等（改製不適合戸籍以外は提出不要） 旧氏を記載または変更する場合で、当該旧氏が記載されている戸籍謄本等（除籍抄本等）から、現在の氏が記載されている戸籍謄本等までの間に、改製不適合戸籍（コンピュータ化されておらず、紙で保管されている戸籍）が含まれる場合は、そちらの提出が必要です。※返却不可 ※旧氏の削除の場合は不要

【注意事項】

<input type="checkbox"/>	旧氏及び旧氏の振り仮名（以下「旧氏等」という。）を記載すると、下記の証明書等に 氏名と合わせて旧氏等が必ず併記されます 。いずれか一方を省略することはできません。旧氏等の記載が不要となった場合は、旧氏等の削除を請求してください。 ・住民票の写し　　・転出証明書又は転出証明書に準ずる証明書　　・住民票記載事項証明書 ・印鑑登録証明書　・個人番号カード（旧氏の振り仮名は令和8年6月頃以降予定）　・署名用電子証明書 ※国民健康保険に関する資格情報のお知らせや資格確認書、医療受給者証、税関係の証明書など、本市の市民課以外の部署が発行している証明書や資格証書等には、旧氏等は記載されません。
<input type="checkbox"/>	旧氏等を記載すると、旧氏を表示した印鑑でも印鑑登録ができるようになります。ただし、旧氏と現在の氏の両方が表示されたもの等では登録できません。
<input type="checkbox"/>	旧氏等を記載している人が、本市から国内の他の自治体へ転出する場合は、転出証明書に旧氏等が記載されるため、特別な手続きなく旧氏等を引き継ぐことができます。
<input type="checkbox"/>	旧氏等を記載している人が、国外へ転出し、その後国外から転入する場合、引き続き国外転出当時の旧氏等を記載したい場合は、「国外転出時の住民票の除票」を提出する必要があります。 ※加古川市から転出し、加古川市に国外から転入する場合も、提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	戸籍届出等で新しい氏が旧氏と同じ表記になった場合は、旧氏等の削除または変更を請求してください。
<input type="checkbox"/>	下記のとおり、原則、 過去に記載した旧氏等と同じ旧氏等は記載できません 。 ○旧氏等を変更したい場合、現在の旧氏等を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、変更することができます。 ○旧氏等を削除した人が、再度旧氏等を記載したい場合、旧氏等を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏（且つ、現在の氏とは異なる氏）に限り、記載することができます。
<input type="checkbox"/>	旧氏等を記載できるのは、日本国籍の人のみです。